

第47回 名張市都市計画審議会 会議録（概要）

- (1) 会議名：第47回 名張市都市計画審議会
- (2) 開催日時：令和2年6月30日（火）午後2時00分～午後3時16分
- (3) 開催場所：名張市役所 大会議室
- (4) 出席した者の職、氏名

審議会委員

会長	川口	佳秀
副会長	久	隆浩
	上島	芳子
	加納	哲也
	小寺	秀治
	大黒	史智
	玉置	玉義
	細矢	一宏
	森岡	秀之
	森木	忠彦
	山崎	昭子
	幸松	孝太郎

事務局ほか

副市長	森上	浩伸
都市整備部部长	谷本	浩司
都市計画室室長	鷺阪	文宣
同室係長	平尾	美津代
同室主幹	高倉	俊明
同室主査	寺本	まり子

- (5) 事項及び会議の公開又は非公開の別
第1号議案 名張都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の
変更について（三重県決定）
会議は公開
- (6) 傍聴人の数
1名
- (7) 発言の内容
別紙のとおり
- (8) その他審議会が必要と認める事項
なし

第47回 名張市都市計画審議会 議事録

日時：令和2年6月30日（火）
午後2時00分～3時16分
場所：名張市役所 大会議室

【議長】

はい。それでは、着座にて進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは名張市都市計画審議会条例第5条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、議事進行につきましては格段のご協力をどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、先ほど市長から諮問されました議案に移らせていただきます。審議を賜ります前に本日の会議の公開については、名張市都市計画審議会運営規程第4条第1項の規定により公開するものとし、公開による方法は傍聴によるものとします。事務局、傍聴者はおりますか。

【事務局】

はい。傍聴定員15名のうち傍聴希望者1名でございます。

【議長】

はい。傍聴の希望者があるようでございます。傍聴者の誘導を事務局、よろしくお願いいたしますと思います。

・・・傍聴者入場・・・

【議長】

はい。それでは、審議に入ります前に、名張市都市計画審議会運営規程第11条第1項の規定により、山崎委員と細矢委員を本会議の議事録の署名者に指名いたします。よろしくお願いいたします。

【委員】

はい。

【議長】

それでは、これより審議に入ります。事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】

議長。

【議長】

はい、お願いします。

【事務局】

はい。それでは、本日の議案につきましてご説明を申し上げます。第1号議案、名張都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、案、三重県決定でございます。本件に関し、令和2年5月15日から5月29日まで、三重県都市政策課及び名張市都市計画室におきまして案の縦覧を行いました。縦覧期間中、縦覧者はございませんでした。また、意見書の提出もございませんでした。以上、ご報告とさせていただきます。なお、詳細につきましては担当よりご説明をさせていただきます。

【事務局】

議長。

【議長】

はい。

【事務局】

それでは、はじめに議案書の説明をさせていただきます。座って失礼いたします。お手元の議案書をご覧ください。まず、表紙をめくっていただきますと、議案第1号、名張都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、改定案を付けさせていただきます。目次から始まりまして、25ページまでございます。26ページは変更理由書、27ページから53ページは新旧対照表、最後に54ページが総括図となっております。内容につきましては、スクリーンをご覧くださいながら説明させていただきます。

【説明概要】

- I 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について
- II 都市計画区域マスタープラン改定のポイント
- III 第1章 伊賀圏域における都市計画の目標
- IV 第2章 土地利用規制の基本方針
- V 第3章 主要な都市計画の決定方針
- VI 都市計画の変更手続きについて

それでは、スクリーンをご覧ください。名張都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更につきまして、本方針の位置付けや改定のポイント、方針の内容、都市計画の変更手続きについてご説明申し上げます。

I 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

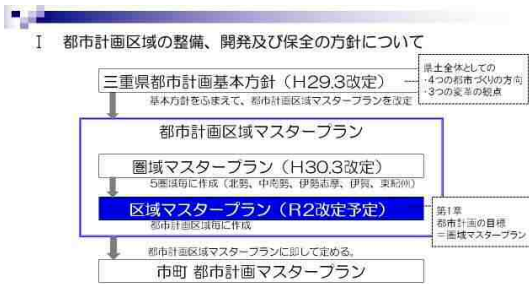
(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)

●都市計画区域マスタープラン

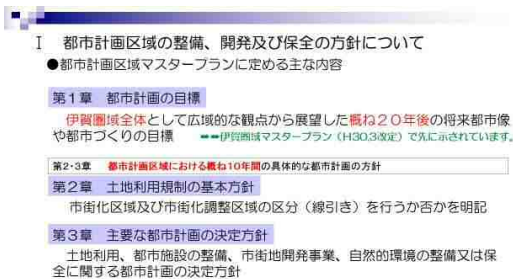
都市計画法に基づき、都道府県が当該都市計画区域全体を対象として、広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本方針を定めるものです。

区域区分：市街化区域及び市街化調整区域の区分（線引き）

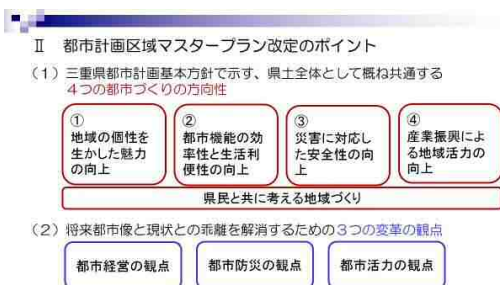
まず、本方針の位置付けなどにつきましてですが、この方針は都市計画法に基づく計画で、都道府県がすべての都市計画区域を対象に、広域的な視点から区域区分をはじめとした都市計画の基本的方針を定めるものです。区域区分につきましては、都市計画区域内の市街化区域及び市街化調整区域の区分のことで、一般的に線引きと言われております。また、この方針は、略して都市計画区域マスタープランと呼ばれておりまして、以後、区域マスタープランと略して説明させていただきます。現行の区域マスタープランの目標が令和2年度であるため、三重県では令和2年度の改定を目指し、平成28年度から作業を進めてこられました。



これまでの取組としましては、区域マスタープランの改定に先立ち、平成29年3月に三重県都市計画基本方針を改定し、県土全体として4つの都市づくりの方向や、3つの変革の観点を示しました。この基本方針を踏まえての区域マスタープラン改定となるわけですが、区域マスタープランに定めるべき項目のうち、都市計画の目標については、生活等の結び付きが強い複数の都市計画区域を一括して、区域外も含め圏域として設定し、概ね20年後の将来都市像を展望し、圏域マスタープランとして平成30年3月に改定しております。県内では5圏域あり、名張市は伊賀市とともに、伊賀圏域マスタープランに示されております。そして、伊賀圏域マスタープランに位置付けられた基本理念や目標に沿って、都市計画区域ごとの区域マスタープランを策定します。本日も審議いただくのは、この部分でございます。なお、このような策定経緯から、第1章は圏域マスタープランの内容が記載されております。また、名張市が策定する都市マスタープランについては、本区域マスタープランに即して定めることとなります。

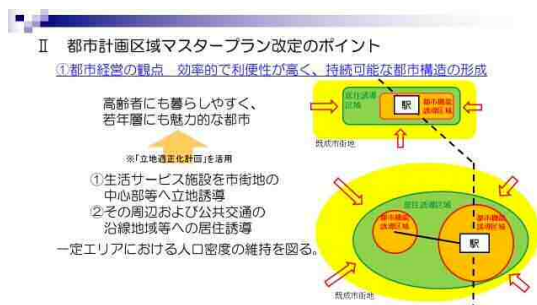


次に、区域マスタープランに定める主な内容についてご説明します。まず、第1章の内容は都市計画の目標を示しており、繰り返しになりますが、伊賀圏域全体として広域的な観点から展望した概ね20年後の将来都市像や都市づくりの目標となります。続きまして、第2章、第3章は第1章の伊賀圏域全体の目標を踏まえた、名張都市計画区域における概ね10年間の具体的な都市計画の方針を示しています。内容としては、第2章は土地利用規制の基本方針で、市街化区域及び市街化調整区域の区分、線引きを行うか否かを明記しております。第3章は主要な都市計画の決定方針として、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定方針について示しております。



次に、区域マスタープラン改定のポイントにつきましてご説明します。まず、1つ目として、三重県都市計画基本方針で示す、県土全体として概ね共通する4つの都市づくりの方向性に向かって、県民と共に考える地域づくり、これを土台として取組が進められます。1点目、地域の個

性を生かした魅力の向上は、豊かな自然、文化、歴史などの地域資源を保全、活用して誇りや愛着の持てるふるさとづくりを進めるものです。2点目、都市機能の効率性と生活利便性の向上は人口減少、少子高齢化が進展する中でも生活サービスを楽しむ暮らし、環境負荷も少なく、かつ財政的にも持続可能な住まい、まちづくりを進めるものです。3点目の災害に対応した安全性の向上は、台風、集中豪雨や南海トラフ地震等の大規模自然災害による被害を防止または低減し、住民が安心して住み続けられる都市を目指し、安全、安心な生活環境の創造を進めるものです。最後に4点目、産業振興による地域活力の向上は、経済的な持続可能性を確保するため、三重県の強みであるものづくり産業の集積や、自然、文化、歴史等の地域資源を生かしながら、地域活力の維持、向上を図るものです。次に、改定のポイントの2つ目として、将来都市像と現状の乖離を解消するための3つの変革の観点が掲げられています。都市経営、都市防災、都市活力の観点の3点で、これらを取り組みに反映させ実効性を高めることとしております。これらの観点は、現行のマスタープラン策定後の社会情勢の変化等を整理し、今回改定の主な変更点となるので、1つずつ説明させていただきます。



まず、1点目の都市経営の観点につきましては、市街地の人口密度が低下すると、医療、子育て支援、商業等の生活サービスの提供が困難となり、一人あたりの行政コストの増大にもつながります。そこで、1つには、生活サービス施設を市街地の中心部等へ立地を誘導すること。この図では、現在、黄色で示しているところが既成市街地としますと、駅周辺や市街地の中心部に医療、福祉、商業、教育などの都市機能を誘導すること。このエリアを都市機能誘導区域と言います。そして、その周辺及び公共交通の沿線地域などに居住を誘導する、このエリアを居住誘導区域と言います。そうすることによって、市街地を小さくして一定エリアにおける人口密度の維持を図り、ひいては、高齢者にも暮らしやすく、若年層にも魅力的な都市を構築し、効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成につながっていくものです。



次に、2点目の都市防災の観点につきましては、大型化している台風や集中豪雨、また南海トラフ地震の発生が懸念されるなか、自然災害に際して被害を受けにくい市街地の形成を図り、被害の低減を目指すものです。具体的には、市街地を災害リスクの低い場所で形成するとともに、災害リスクが高い場所では用途を考慮しながら都市的土地利用の抑制を行うものです。

II 都市計画区域マスタープラン改定のポイント

③都市活力の観点 地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成

- 地域経済の活力維持・向上
- 産業振興に資するインフラを活用し、産業機能の集約に向けた土地利用の促進
(新なにがは橋が架かる新橋筋道路ネットワークやリニア中央新幹線等)
 - 新たなインターチェンジ周辺等において工業系土地利用を促進するためのゾーン設定、これまでの同ゾーンに係る運用等の見直し
(本県北部におけるものづくりの優位性をふまえた企業誘致の促進)
 - 広く国内外との交流・連携を見据えた県全域の幹線道路等の早期供用
(本県西部の豊かな地域資源を生かした観光産業や地域に根ざした農林水産業の活力の維持・向上)



次に、3点目、都市活力の観点につきましては、地域経済の活力維持、向上を目指して、図にありますように、三重県全体で考えますと、新たな整備が進む道路ネットワークや、リニア中央新幹線等のインフラを活用し、産業集積の集約に向けた土地利用促進の取組や、三重県北部におけるものづくりの優位性をふまえた企業誘致促進の観点から、新たなインターチェンジ周辺等において工業系土地利用促進の取り組み、さらには、南部の豊かな地域資源を生かした観光産業や農林水産業の維持、向上につながる県全域の幹線道路等の早期供用に取り組むものです。

II 都市計画区域マスタープラン改定のポイント

(3)伊賀圏域マスタープランに位置付けられた基本理念と新しく整理した拠点をもとに、特色ある集約型都市構造の形成をめざした改定

基本理念：『恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち』

恵まれた歴史・文化・自然を有する圏域として、これらを大切に守り、育みながら地域の魅力を高めるとともに、大都市圏や周辺地域とのつながりを生かした産業の振興や交流の促進により、住む人々や訪れる人々のこころが豊かになる都市をめざします。

拠点：『広域拠点』『交流拠点』『広域的な防災拠点』『地域拠点』

次に、改定のポイントの3つ目は、伊賀圏域マスタープランに位置付けられた基本理念と新しく整理した拠点をもとに、特色ある集約型都市構造の形成をめざした改定という点です。基本理念は、「恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち」と掲げています。拠点については、広域拠点、交流拠点、広域的な防災拠点、地域拠点が設定されています。詳細は後ほどご説明させていただきます。

III 第1章 伊賀圏域における都市計画の目標

【構成市】

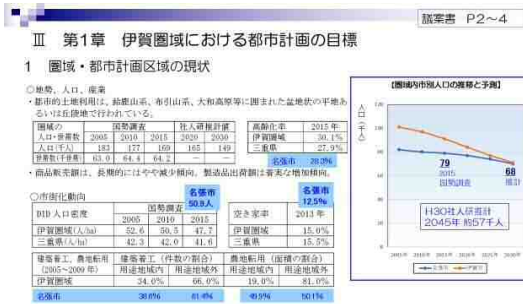
- 伊賀市
- 名張市

【構成都市計画区域】

- 伊賀都市計画区域
(伊賀市の一部)
- 名張都市計画区域
(名張市全域)



続きまして、区域マスタープランの第1章からご説明します。第1章は伊賀圏域における都市計画の目標が記載されております。お手元の議案書では2ページから4ページでございます。伊賀圏域は、伊賀市と名張市の2市で構成され、名張市の都市計画区域は、名称が名張都市計画区域で、名張市全域が都市計画法の対象となる区域となっております。



次に、圏域、都市計画区域の現状につきまして、はじめに人口ですが、県内の人口が減少局面にあるなか、グラフにありますように伊賀圏域においても人口は減少傾向にあります。オレンジ色が伊賀市、水色が名張市で、2015年、平成27年の国勢調査の値で、名張市の人口は約7万9千人、2030年は国立社会保障・人口問題研究所の推計では約6万8千人と、減少する予測となっています。また、平成30年に同研究所が推計した2045年、25年後の名張市の人口は約5万7千人とされています。高齢化率は、三重県が27.9%に対し伊賀圏域は30.1%、名張市は28.3%で県平均より少し高い割合となっております。次に、市街化動向の現状についてご紹介します。はじめに、DID人口密度についてですが、名張市内のDID、人口集中地区は、直近の平成27年度に実施された国勢調査において、つつじが丘、桔梗が丘、桔梗が丘西からさつき台及び緑が丘の一体区域、梅が丘、名張地区から鴻之台にかけての一体地域、百合が丘、これらの6区域がDID地区となり、用途地域内及び住宅団地で形成されています。これらDID地区内の人口密度は、三重県が1ヘクタール当たり41.6人に対し、伊賀圏域が47.7人、名張市では50.9人で、三重県平均より高いですが、名張市においても調査ごとに少しずつ低下している傾向にあります。また、空き家率につきましては、伊賀圏域では15.0%と、三重県の割合とほぼ同じです。名張市の割合は12.5%となっております。次に建築着工状況につきまして、用途地域内への着工件数の割合が34%、用途地域外への着工件数の割合が66%となっており、特に、名張市と旧上野市以外においての用途地域外への着工件数の割合が高くなっています。名張市では、用途地域が指定されていない大規模住宅団地が多いことが影響しております。農地の転用面積の割合につきましては、用途地域外で81%と高い割合となっておりますが、名張市では、用途地域内で49.9%、用途地域外で50.1%と、用途地域内外でほぼ同じ割合となっております。



次に、都市施設の現状につきまして、都市計画道路の整備率は、三重県では46.7%、伊賀圏域では50.9%のうち、名張都市計画区域では38.5%と低くなっておりますが、現在見直しを進めており、直近では44.7%となりました。汚水処理人口普及率は、三重県が83.5%に対し、伊賀圏域が87.3%、名張市においては98.4%と高い割合となります。都市計画公園の一人当たり面積については、三重県が10.7平米に対し、伊賀圏域が7.0平米、名張市は8.55平米となっております。また、公共交通については自家用車への依存が高く、公共交通の利用者が減少し、公共交通のサービス水準を保つことが困難になってきています。次に自然環境、災害等の現状として、1つには、伊賀圏域が有している豊かな自然、歴史、文化などの多様な資源の保全に努めており、その活用が期待されているところです。また、南海トラフ地震による被害想定については、幸い、津波浸水の危険がなく他圏域と比べ、被害が少ないと想定されていま

すが、過去には内陸型の地震が発生していると共に、発生頻度が高まっている大雨や大型化する台風等による風水害の発生が懸念されております。

III 第1章 伊賀圏域における都市計画の目標 議案書 P5~8

●4つの都市づくりの方向

①地域の個性を生かした魅力の向上	②都市機能の効率性と生活利便性の向上	③災害に対応した安全性の向上	④産業振興による地域活力の向上
------------------	--------------------	----------------	-----------------

<p>2 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題</p> <p>地域の個性を生かした魅力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な地域資源 ・既存の公園や施設 ・まちなみなどのストック <p style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin: 5px 0;">⇒これらを生かして、良好な景観の形成・保全、圏域・都市空間の魅力向上</p>	<p>3 都市計画の目標</p> <p>●地域の魅力を高め、大都市圏や周辺地域との交流を促す圏域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境、歴史や独自の文化などを生かした地域づくり、名古屋・大阪・京都との広域的な交流を促す圏域づくり ・古いまちなみ、水・緑などを活用した魅力ある暮らしの場の創出
--	---

次に、圏域、都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題に対する都市計画の目標が県土全体として示された4つの都市づくりの方向ごとに整理されていますので、それに沿って説明させていただきます。議案書では5ページから8ページです。まず、地域の個性を生かした魅力の向上における中心課題は、自然、歴史、文化などの多様な地域資源や既存の都市施設、公園や道路、また、まちなみなどのストック、これらを生かして、良好な景観を形成、保全し、地域や都市空間の魅力を高める必要があります。そこで、この課題に対する目標は、地域の魅力を高め、大都市圏や周辺地域との交流を促す圏域づくりとして、名古屋、大阪、京都との交流を促す圏域づくりや、古いまちなみ、水、緑などを活用した魅力ある暮らしの場の創出を目指します。

III 第1章 伊賀圏域における都市計画の目標 議案書 P5~8

<p>2 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題</p> <p>都市機能の効率性と生活利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や大規模住宅団地 ⇒良好な住環境の維持・増進、定住化の促進・支援 ・多様な都市機能（商業・業務、文化、医療、教育など） ⇒中心市街地や主要な駅周辺等に集約 ・人口減少に伴う空き地や空き家の発生、市街地の低密度化のさらなる進行 ⇒生活利便性確保のため必要な都市機能の維持 ・幹線道路ネットワークや公共下水道等 ⇒計画の見直し・整備、都市施設の在来、計画的・効率的な維持管理 ・公共交通 ⇒利便性の高いネットワーク構築、サービスレベルの維持・向上、利用促進の取組 	<p>3 都市計画の目標</p> <p>●地域の広域連携による効率的な圏域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な都市機能を各拠点へ誘導・集約し、各拠点を公共交通等により相互に連携する都市構造の構築 ・各拠点への居住誘導により人口密度を維持し、生活サービスの存続や利便性を確保したまちづくり
---	--

次に、都市機能の効率性と生活利便性の向上における中心課題については、まず、市街地や大規模住宅団地では、都市施設整備や都市機能の相互連携、適正な土地利用規制の適用を進め、良好な住環境の維持・増進や定住化の促進・支援が必要です。多様な都市機能については、集約型都市構造の構築の観点から、中心市街地や主要な駅周辺等に集約が必要です。人口減少に伴う空き地や空き家の発生、市街地の低密度化が進むなか、生活利便性を確保するため必要な都市機能を維持する必要があります。さらに、幹線道路ネットワークや公共下水道などについては、計画の必要な見直しや整備を進め、良好な居住環境の形成に向けた都市施設の充実及び計画的、効率的な維持管理が必要です。公共交通については超高齢化社会への対応と環境負荷の低減に向け、利便性の高い公共交通ネットワークの構築やサービスの維持、向上を図るとともに、公共交通の利用促進のため、交通結節点及び周辺施設の整備などの取組が必要です。そこで、目標は地域の広域連携による効率的な圏域づくりとして、具体的には、多様な都市機能の集約を図る拠点を形成、配置し、公共交通等により各拠点間が相互に連携する都市構造の構築を目指します。また、各拠点や公共交通の沿道地域等へ居住を誘導し、人口密度を維持し、生活サービスの存続や利便性を確保したまちづくりを目指すものです。

Ⅲ 第1章 伊賀圏域における都市計画の目標

	2 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題	3 都市計画の目標
災害に対応した安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 地震の揺れによる被害のほか、洪水被害、土砂災害等の風水害 ⇒防災施設の整備等のハード対策と土地利用の規制・誘導等のソフト対策の一体的な推進 ⇒地籍調査の推進 ⇒緊急輸送道路や河川堤防、土砂災害防止施設等の公共土木施設の未整備箇所の整備、老朽化対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に強く、しなやかな圏域づくり ・防災・減災に必要な施設等の整備・長寿命化による災害に強い都市づくり ・災害時の防災・医療の拠点と各地域の連絡強化による安全・安心を実感できる生活環境づくり ・大規模自然災害による被害の低減に向けた都市構造の検討

次に、災害に対応した安全性の向上における中心課題についてご説明します。防災面では、地震の揺れによる被害のほか、洪水被害、土砂災害等の風水害が懸念されているなか、防災施設の整備等のハード対策と土地利用の規制、誘導等のソフト対策の一体的な推進が必要です。また、災害に強いまちづくりに向け、必要となる地籍調査、さらには緊急輸送道路や河川堤防、土砂災害防止施設等の公共土木施設の未整備箇所の整備、老朽化対策を進める必要があります。そこで目標は、災害に強く、しなやかな圏域づくりとして、防災、減災に必要な施設等の整備や長寿命化を図り、災害に強い都市づくりを進めると共に、災害時の防災、医療の拠点と各地域の連絡を強化し、安全、安心を実感できる生活環境づくりを進めること、また、災害リスクの高い場所では、都市的土地利用を抑制するなど、大規模自然災害による被害低減に向けた都市構造を検討することとしています。

Ⅲ 第1章 伊賀圏域における都市計画の目標

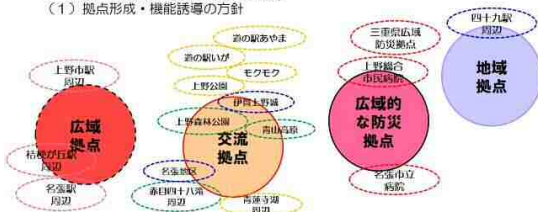
	2 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題	3 都市計画の目標
産業振興による地域活力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋・大阪の両大都市圏への高い交通利便性を生かした工業系用途地域を中心とした産業集積 ・開業が見込まれるリニア中央新幹線 ・圏域への円滑なアクセスや他圏域との交流に資する交通ネットワーク等の整備を検討⇒地域活力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●広域交流促進と産業集積による活力ある圏域づくり ・環境との共生やエネルギー効率を考慮しながら、名古屋・大阪の両大都市圏へのアクセスを生かし、また、地域や企業のニーズを反映した産業機能の集積 ・多様な地域資源や、隣接府県との文化的なつながりを活用しながら、広域交流の拡大による地域活力の維持・向上

次に、産業振興による地域活力の向上における中心課題についてご説明します。ここでは、豊かな自然環境との調和を図りつつ、名古屋、大阪の両大都市圏への高い交通利便性を生かし、工業系用途地域を中心に産業集積を図ることが必要となっています。また、開業が見込まれるリニア中央新幹線については、整備の進捗を注視しながら、その施設への円滑なアクセスや他圏域との交流に資する交通ネットワーク等の整備を検討し、地域活力の向上につなげていくことが必要です。そこで、この項目での目標は、広域交流促進と産業集積による活力ある圏域づくりとして環境との共生やエネルギー効率を考慮しながら、両大都市圏へのアクセス性を生かし、地域や企業のニーズを反映した産業機能の集積を図ること、また、多様な地域資源や、隣接府県との文化的なつながりを活用しながら、広域交流の拡大による地域活力の維持、向上を図ることとしています。

Ⅲ 第1章 伊賀圏域における都市計画の目標

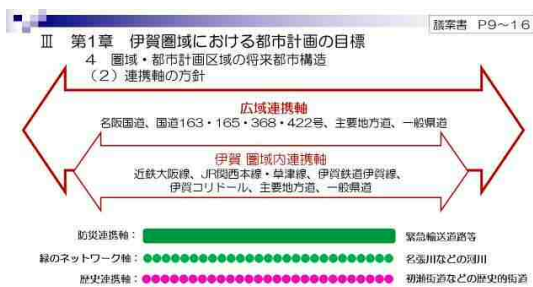
4 圏域・都市計画区域の将来都市構造

(1) 拠点形成・機能誘導の方針

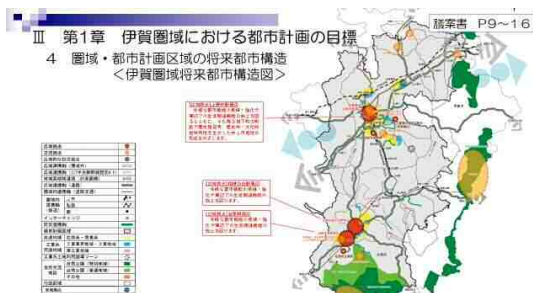


続きまして、圏域、都市計画区域の将来都市構造、拠点形成、機能誘導の方針についてご説明します。議案書では9ページから16ページです。広域拠点につきましては、多様な生活サービ

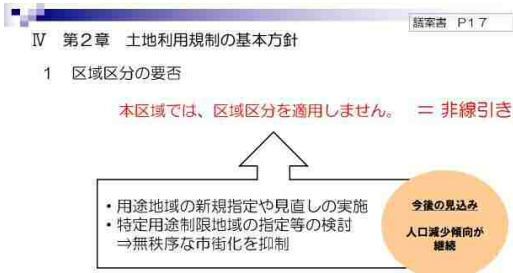
ス施設等が集積し、市を越えた公共交通等の結節点となる地区のうち、集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区としての位置付けです。3拠点あり、上野市駅周辺と、名張駅周辺及び桔梗が丘駅周辺です。名張駅、桔梗が丘駅周辺では、多様な都市機能の集積、強化や、周辺での生活関連機能の向上を図ります。次に、交流拠点につきましては、自然、歴史、文化、レクリエーションなどの交流活動が行われる拠点的な地区を交流拠点に位置付け、アクセスの向上を図ります。名張市内では、自然交流拠点として、赤目四十八滝周辺、次に、歴史、文化交流拠点として、名張地区、名張藤堂家邸跡周辺及び初瀬街道沿いのまち並み、レクリエーション拠点として、青蓮寺湖周辺地区が位置付けられています。次に、広域的な防災拠点につきましては、広域的な防災機能を備えた施設や災害時に拠点となる医療機関を位置付け、市街地整備や緊急輸送道路の機能確保を図るなど、拠点周辺地域の防災性向上を図るもので、三重県広域防災拠点、伊賀拠点、上野総合市民病院、名張市立病院が位置付けられています。最後に、地域拠点につきましては、名張区域では設定されておらず、伊賀の四十九駅周辺が位置付けられています。



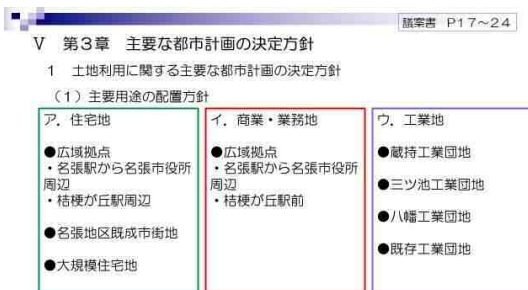
次に、連携軸についてご説明します。議案書の13ページを併せてご覧ください。これは、圏域内の各拠点や圏域と圏域、また、県外との相互連携を支援する道路や鉄道などで、これらを連携軸と位置付けネットワークの構築を図るものです。はじめに、13ページの図では、茶色の太い軸ですが、県外や県内の圏域間の連携を担う幹線道路等については広域連携軸と位置付け、名阪国道をはじめ国道、主要地方道、一般県道が該当します。次に、お手元の図では、茶色の細い軸ですが、伊賀圏域内の拠点間の連携を担うものとして、圏域内連携軸があり、圏域内を通る先ほどの国道や県道はもとより、近鉄大阪線等の鉄道や主要地方道、一般県道、伊賀コリドールなどが位置付けられています。次に、議案書の15ページをご覧ください。茶色の太い軸、先ほどの広域連携軸はそれと重なっている部分もございますが、緑色の軸が防災連携軸として位置付けられ、災害時に広域的な防災拠点や関係拠点を結び、物資輸送等を担う幹線道路となります。次に議案書の12ページをご覧ください。緑のネットワーク軸として緑色の点線で表示されていますが、圏域内の豊かな自然環境と市街地を連携する名張川などの河川が位置付けられています。最後に、歴史連携軸として赤色の点線で表示されていますが、地域の歴史や文化をつなぐ初瀬街道などの歴史的な街道が位置付けられます。



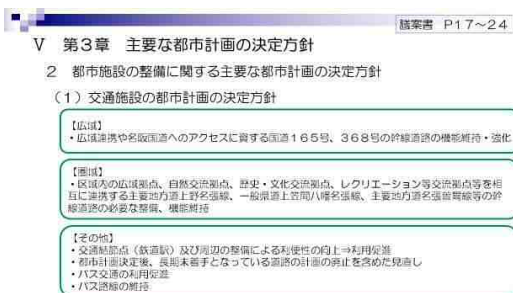
スクリーンをご覧ください。こちらは伊賀圏域将来都市構造図です。広域拠点や交流拠点、防災拠点を道路や鉄道などの軸で連携する都市構造となっております。



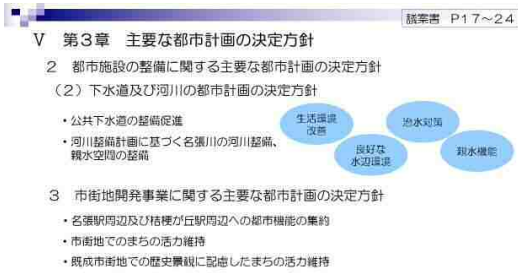
それでは、第2章に移らせていただきます。議案書では17ページです。第2章は土地利用規制の基本方針、区域区分の要否をお示しするもので、名張都市計画区域では区域区分、いわゆる線引きによる土地利用規制を行わないこととしております。これは、人口減少傾向のなか、今後急激な市街地の拡大や、保全すべき自然環境等の障害が見込まれないため、現在進めている用途地域の新規指定や見直しを推進し、また特定用途制限地域の指定などを検討することによって、無秩序な市街化の抑制が図れるためです。



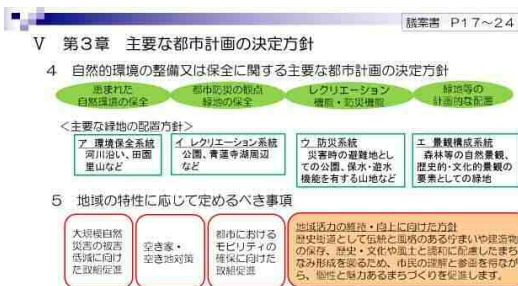
続きまして、第3章、主要な都市計画の決定方針についてご説明します。議案書では17ページから24ページです。まず、土地利用に関する主要な都市計画の決定方針として、住宅地については多様な都市機能の集積や生活関連機能の向上を図ることを目的とした広域拠点と、名張地区既成市街地、および大規模住宅地において配置します。商業、業務地については、広域拠点において、都市居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する商業、業務など多様な都市機能を配置します。工業地については、蔵持工業団地、三ツ池工業団地、八幡工業団地のほか既存の工業団地は今後とも工業地としてそれらの機能充実を図ります。



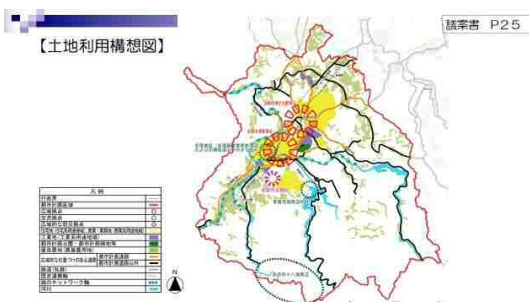
次に交通施設の決定方針については、広域では隣接圏域や名阪国道へのアクセス性の向上に向けた国道165号、368号の機能維持、強化、また、圏域では、広域拠点や交流拠点等の相互連携に資する各幹線道路の必要な整備や機能維持を図ります。さらに、その他としまして、交通結節点やその周辺の整備による鉄道やバスなど公共交通の利用促進の取り組みや都市計画道路の見直しを進めます。



次に、下水道及び河川の決定方針として、生活環境改善や河川等の水質悪化防止のため、引き続き公共下水道の整備を促進するとともに、河川整備計画に基づく、総合的な治水対策に配慮した整備と、併せて観光振興や地域活性化を促進する親水空間の整備を進めます。市街地開発事業に関する決定方針については、名張駅及び桔梗が丘駅周辺への都市機能の集約や、市街地や既成市街地、名張地区におけるそれぞれの状況に応じた、まちの活力維持に向けた取り組みを進めます。



自然環境の整備、または保全に関する主要な都市計画の決定方針としまして、恵まれた自然環境の多彩な景観を活かしながら、緑地の保全、レクリエーションや防災機能の充実、緑地等の計画的な配置を進めます。主要な緑地の配置方針としては、自然公園特別地域の森林や名張川沿いの緑地などは環境保全に努め、青蓮寺湖周辺などはレクリエーション機能を高めます。また防災系統として、避難場所の機能をもつ公園の機能強化を図り、景観構成の視点からは、森林や河川等の自然景観、歴史や文化的景観の要素としての水路や緑地など積極的に保全します。最後に、地域の特性に応じて定めるべき事項として、特に本市が有している歴史、文化など恵まれた地域資源の保全に努め、それらとの調和に配慮したまちなみ形成を目指して、市民の参画を得ながら個性と魅力あるまちづくりを進めていくこととしております。



こちらは、名張都市計画区域の土地利用構想図です。議案書では25ページです。第1章で説明しました圏域マスタープランの将来都市構想図と重なりますが、広域拠点として名張駅及び桔梗が丘駅周辺を位置付け、交流拠点として赤目四十八滝周辺、青蓮寺湖周辺地区、名張地区を位置付け、それらの拠点を鉄道・道路で連携する構想となります。以上が、区域マスタープランの内容でございます。

VI 都市計画の変更手続きについて

・これまでの取組		
事 項	時 期	備 考
三重県から名張市へ意見聴取(照会)	令和2年4月14日	令和2年7月7日まで
広報発行日(縦覧期間掲載) <名張市>	令和2年5月10日	
改定案の縦覧期間	令和2年5月15日～5月29日	
・今後の手続き		
事 項	時 期	備 考
名張市都市計画審議会	令和2年6月30日(本日)	
三重県都市計画審議会	令和2年7月28日(予定)	

続きまして、手続きに関して、これまでの経過と今後の手続きについてご説明します。本改定案につきまして、三重県から名張市へ意見聴取の照会が4月14日付でありました。5月10日発行の市広報で住民の皆様へ縦覧期間の周知を行い、5月15日から29日まで都市計画案について縦覧に供しました。この間、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。本日の都市計画審議会を経て、名張市から三重県へ回答し、7月28日開催予定の三重県都市計画審議会において他の地域の区域マスタープランとともに審議される予定となっております。以上、第1号議案について説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【議長】

はい。事務局からの説明は以上でございます。ご質問、ご意見等ございましたら、議長と呼んでいただきまして、ご発言をお願いしたいと思います。

【委員】

議長。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

説明の中で、市街化区域と市街化調整区域を検討すると言われていましたけど、伊賀地域全体的な構想の中で、伊賀市におきましては、もう2年程前に市街化調整区域が廃止されました。名張市ではこれからそのような可能性って言うんですかね、市街化区域と市街化調整区域を色分けする可能性ってものをお聞かせください。

【事務局】

議長。

【議長】

はい、どうぞ。事務局お願いします。

【事務局】

名張市におきましては、議案書の中にもありますように人口減少に伴って、これから乱雑な開発、人口増、もしくは住宅地の乱雑な開発っていうのは将来的にもですね、あまりないであろう、そんな中で現在も将来的にも、線引き、要は市街化区域と市街化調整区域の区分っていうのは基本的には考えておりません。

【委員】

将来的にも可能性はないということですか。

【事務局】

はい、ありません。

【議長】

委員さんよろしいですか。

【委員】

はい。

【議長】

はい、ありがとうございます。

【委員】

はい。

【議長】

はい。お願いします。

【委員】

都市計画の施策テーマの1つにですね、高齢者が生き生きと暮らせる環境への実現というテーマがあるんですけども、今、口頭での説明で高齢者対策に対してのですね説明はあったんですけども、ここに書いてある記載内容には高齢者に配慮したといった文言とかどういうことをやるとかということがですね、ちょっと私は弱いんじゃないかという認識をしておるんですけども、いかがでしょうか。

【議長】

はい。事務局、どうぞ。

【事務局】

高齢者への対策の記述がないっていうご質問でよかったですでしょうか。

【委員】

そうです。説明はあったんですけどね、ここに書いてある記載内容の中にですね、施策テーマに沿った内容が6点ほどあるかたちで、そのテーマの分がどうも弱いんじゃないかなという私は認識をしたものですから、今回ですね質問をさせていただいております。

【事務局】

はい。

【議長】

どうぞ。

【事務局】

高齢者の対策について、具体的にはこの区域マスタープランには書かれてないんですけども、先程も説明の中にあつたんですけども、集約型都市構造を進めていって、歩いて暮らせるまちづくりにつながっていくわけなんですけれども、そういったことを進めていくことが高齢者対策にもつながっていくっていうところで、具体的な記述はないんですけども、人口減少と高齢化、それについては見据えたようなプランとなっております。具体的な記述がないっていうことについてはその通りなんですけれども、これを基にした名張の都市マスタープランの見直しの際には、もっと具体的に高齢者の方の対策についてだとか、人口減少にどのように対応していくかなどについては、もっと細かく書いていくことになると思うんですけども、広域的な視点から作るこの区域マスタープラン、県さんが作っていただく区域マスタープランについては、ちょっとその辺は具体的には謳われてないという状況でございます。

【委員】

ありがとうございました。

【議長】

よろしいですか。はい。ほか、ございましたら。

【委員】

ちょっとここから外れるかもわかりませんが。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

2つありまして、1つはですね、平成28年度から平成30年度の都市計画の基礎調査をやりまして書いておられんですけど、調査内容いろいろあるんですが、どういう項目、何項目ぐらいあってですね、判断基準がどういうふうな判断して、今回のこういう結果に至ったのかという流れがひとつわからないのが1点。2点目はですね、この先10年ですね、4つのまちづくりの方向性がありますということであると思うんですけど、いろんな方向性があるって、いろんなボリュームがあるってですね。で、名張市としては今までもやっておる中で重きを置いて取り組むような内容とか、優先順位とか、そういったものをですねあるのかどうかというのをですね質問させていただきます。

【議長】

はい。

【事務局】

はい。

【議長】

お願いします。

【事務局】

ご質問のありました基礎調査の内容、何項目かどんな内容かっていうようなことにつきましては、今、基礎調査の内容の方を持ってございませんのでまた後日委員さんの皆さまにはご報告させていただきたいと、書面をお送りさせていただきたいと思っております。まず、市がですね、どういった目標を掲げて一番重要であると認識している目標ということで、総合計画でもあります、それと、あと、名張市の都市マスタープランでもあります、要は集約連携型の都市構造というものを構築していくというところでございます。あくまでも今からの都市構造につきましては現在の分散型ではなくて集約連携型の都市構造への変換を図ることを重要視して、これを基本方針としているということでございます。この中におきまして、集約連携ということになりますと、一極集中型ということではなくてですね、市内において個性のある複数の拠点について、その複数の拠点を形成してそれぞれの拠点においてそれぞれで集約を図る。その集約を図っていくものに対してはこれらをつなぐ軸ということで連携軸、要は公共交通であったり道路であったりというところの暮らしやすい土地利用を目指していくというところでございます。

【議長】

調査の内容に関してはまた後日ということですね。

【事務局】

はい。

【委員】

ちょっとよろしいですか。

【議長】

はい、委員。

【委員】

都市計画の基礎調査は、マスタープランを作るときにですね、全国的にだいたい同じような内容で定めておまして、国土交通省令で何を調査しなさいとだいたい決まっております。先程のですね、最初の所の1章の所にその辺りが多分散りばめられていると思うんですけども、人口の動態とかですね、あるいは事業所数の変化とかですね、そういうような話、それから土地利用がどうなっているかどうかとか、あるいは道路とかの都市計画施設の状況であったり、こういうようなものを総合的に調査をして、それをベースにこれができるので、主にこの第1章の所の現状という所に含まれているのがだいたい都市計画基礎調査からきているものだというようにご理解いただければというように思います。ただ、細かい内容はまた後日、事務局のほうから言っていただけたらと思います。それともう1つ委員のご指摘はですね、実は今日のご質問の中で県が作っている区域マスタープランと、それから名張市が作っている市のマスタープランの関係があったんですけど、一方で総合計画を市が作っていて、市のマスタープランっていうのは総合計画の方も受けて具体的に都市計画部分を担っていくわけですね。そのあたりで、市の総合計画の方が福祉とか様々な分野を総合的に扱っていますので、たぶん福祉の部分っていうのはそっちの方に重点を置いて書かれていて、その中で都市計画の施設であったり土地利用の面でどのように受けていくかっていうのが市のマスタープランになりますので、その辺り、ちょっと県の方の区域マスタープランでは都市計画にある意味特化をしている、作っているんだとご理解いただければ、なぜ福祉がもっと表に出ないんだということもご理解いただけるのかなというように思います。

【議長】

ありがとうございます。

【委員】

はい。

【議長】

ほか、ございましたら。今回、一号議員さんと三号議員さんでしたが、二号議員さんどうですか。ご質問ございましたら。よろしいですか。はい、どうぞ。委員さん、お願いします。

【委員】

第1章は20年間の経過というか目標を一応立てて、そして第2章と第3章はこれが具体的な10年間の基本方針ということで。中身をちょっと見させてもらったんですけど、今のお話を聞いていて、まず第3章のですね、17ページの主要な都市計画の決定方針の中で、1番の土地利用に関しては方針だけを述べているんです。19ページの2番のですね、都市施設の整備、これに関してはですね、具体的にですね、道路だったらこの整備目標しようじゃないか、それから施設に関しても名張川の施設をしようとか、下水道に関しては整備しますよという具体的にですね第2は書いてくれておるんですけど、それ以外の3番の市街地開発とか、4番の自然的環境の整備とか、こういうのが方針だけしか書いてないので、このへんをなんで整備計画をできる場所もあればあとは方針しかないのか。ちょっとこのへんがご説明の中に抜けとったように思うのでちょっとそのへんを聞きたいなと思うのでお願いしたいと思います。

【議長】

はい、ありがとうございます。

【委員】

すみません。

【議長】

はい、委員さん。

【委員】

災害に対応した安全性の向上っていう、これが改訂のポイントになるということなんですけれども災害って言いましても名張の方は津波の心配はありませんけども、宇陀川の洪水とかですね、名張川の黒田の引き堤工事とかに着手されてちょっと安心かなと思うんですけども、私たち錦生の方ですけども山の家は真っ赤っ赤ですよ。危険ですかね。土砂崩れの恐れがあるということですかね。そういうので、台風が来たりしたらその心配がありますけども、それに対応してどういうふうに、災害に対してどういうふうに行ったら安全なのか、そういう試算って中にあるんですかね。教えてほしいんですけど。

【議長】

はい。すみません、先に委員さんのご質問の方を回答していただいてから、次に委員さんのこともしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

ご質問のありました、具体的に17ページからの決定方針の中でですね、道路の環境整備につきましては交通体系の整備方針ということで、この区間に対してはですね当然その高規格道路が名張の中を走っていませんので、それにアクセスするような道路の整備が重要ですよということが書かれています。これまた具体にはですね名張市の都市計画マスタープランの中ではですね、特にその165号線の部分につきましては東部分、要は県央の方に入っていく165号の整備と、あといちばん重要なものにつきましては368号の名阪国道に通じる部分について、4車線化の中で整備をしていくというような具体例を市のマスタープランの方でお示しをしております。ですので、県の分についてはそんな細かいのではなくて、その統括が大事ですよというような書かれ方をしております。で、あと、幹線道路もそうなんですけども、例えば22ページの市街地の開発事業の決定方針とか、自然的環境整備の決定方針とかいうところにつきましても、これも広域拠点である市街化の開発区域につきましては名張駅と桔梗が丘駅周辺に広域拠点を置いて土地利用を誘導していかないとだめですよとしています。ここにつきましては駅周辺の部分をメインにして広域な拠点を形成していきますというようなかたちで書いてあるんですけども、名張市の中でもですね、当然のことながら名張駅周辺につきましては、当然名張地区というようなかたちで、まあ、これは希中央、鴻之台を含んだかたちの中で重要な拠点となります。この桔梗が丘駅の周辺につきましては、この圏域マスタープランの方にはここに市街地化の開発で優先すべき広域拠点だということをお示しはしていただいておりますけども、名張の都市計画マスタープランでもそうでございますが、ただ、いろんな問題がございます。桔梗が丘につきましてもですね、どんどん駅前が空き店舗になっているとか、空き家とか、高齢化であるとか若干懸念している部分がございますけれども、これにつきましては、当然のことながら、名張市としてもここを広域的な拠点というふうな位置付けをしますもんで、これにつきましては商業施設の誘致であるとか地域の皆さんの考えを、積極的に意見を取入れながらですね施設活用をしていきたい、そういったまちづくりをしていきたいと考えています。ただまあ、県の方につきましてはですね、広域拠点として位置付けされておりますので、それが若干細かい部分につきましては市のマスタープランでと考えております。

【議長】

委員さん、どうですか。

【委員】

まあ、今、お聞きしまして、市のマスタープランの方はこちらも見させていただいていますので、私は名張市議会議員でございますので、それに関してはこれに載ってたところを含めて、市の方のマスタープランを含めてこれから真直に質疑していければなあというふうに思っていますのでがんばっていただきたい。

【議長】

はい、ありがとうございます、すみません。次、委員さんのご質問に対してお願いします。

【事務局】

はい。災害に対応したまちづくりという中で、その今の区域マスタープランの中では災害リスクが著しく高い区域では都市的な土地利用をせずっていうような文言もあるんですけども、その災害リスクが著しく高い区域については今のところ明確な基準はないっていうことなんですけれども、想定されるのは土砂災害防止法によるレッドゾーンとかのあたりになると思うんですけれども、そういった所へは居住は誘導していかないよっていうことなんですけれども、一方名張市には水防法に基づく浸水想定区域がございまして、名張川沿いで一定区域示されてるんですけれども、このエリアにおきましては、今後安心して居住できるように避難場所の確保であったり、居住は2階ですということであったり、そういった手法を地域の皆さんと考えながらそこに住まないっていうんじゃなくて安全に住めるような方法でかわまちづくりといったようなハード対策と安全に住めるよっていうソフト対策と合わせもって地域の方と一緒に考えていきたいと考えております。

【議長】

よろしいですか、すみません。また、あの委員さんね、川の方は木津川の所長さんもおられますし、建設の方は伊賀建設の所長さんもおられますから詳しいことはそちらに聞いていただければと思います。はい。あと、ご質問ですが、委員さん何かございますか。よろしいですか。

【委員】

はい。小子超高齢化社会に対応していくために、拠点を中心とした効率的利便的な集約型都市構造を目指していくという方向は妥当なのかなと思うんですけど、集約をしていく時に必ずやはり、そこから集約できない部分の方々がたくさんいると思うんです。その時に先ほど出てきた高齢者の方だとか障害者だとか、それから一番拠点到遠くにお住いの昔からお住まいの方々だとかそういう方々の生活レベルが低下しないよっていう視点をいつも持って新しい業務にあたっていただけたらありがたいなあと思っております。

【議長】

はい。ご意見ということでよろしいですか。よろしくお願ひしたいと思ひます。はい。委員さんどうですか。

【委員】

今の話に関連するんですけどもね、都市計画の一番基本となる調査も出てましたけども、人口がね、20年後には名張であれば今現在の8万が5万になるとか、伊賀地区でもね14万人とかいう推計がなされてますけども、根本的に、その中でもう1つ高齢者の話をされてましたけれども、6割は65歳以上という推計がなされている中でね、果たして今のこういう枠組が全部を賄いきるだけの歳入があるのかといたら、多分それはおそらくできないことがたくさん出てくると思うんですよ。ですから今おっしゃってた、ここも助けたい、あそこも助けたい、この人もなんとかしてあげたいなというようなことは、多分どっかで蹴らないと、おそらく歳入で賄いきれないような状況になるだろうというふうに思うんですね。ですので、そういったところでもう少し20年後に人口がどうなって名張伊賀地区はそこの中でどういった、言うなればお金の面からもう少し現実味のあるような計画、裏付けををできるだけ、試算、そういう構想っていうもの

じゃないと、本当に今の延長線上の考え方では多分おそらくそれでは破綻するんじゃないかなというふうな心配をですね私個人的にはするんですけども、そういった観点で、市の中でもですね既にそういった撃砕策というか将来を見据えた改定案をお持ちになっているのかもしれませんが、ぜひともそういう中で本当に名張地区だけじゃなく伊賀全体としてね、どれだけ行政コストが悪い中でどういったサービスを最低限守れるのか、優先順位を決めてまちづくりをですね何とかつくっていただきたいなというふうに切に思います。意見でございますけどもね。特にお金の面からもうちょっと踏み込んでほしいなあというふうな気がいたします。

【議長】

はい。ご意見として聞かせさせていただきます。ありがとうございます。ほか、何かご質問ございましたら。委員に言っていただきましたが、あとの委員よろしいですか。行政の機関の所長さんもおみえになっていますが、何かありましたら。よろしいですか。では、委員、お願いします。

【委員】

はい。先程からご説明もありますように、これはまず一番大きな県の区域マスタープランで、それに基づいて次にこの市のマスタープラン、さらに委員もご質問いただいたように、それに基づいて1つ1つの事業が動いていくわけですので、方向性をですね今日は確認をさせていただいて、それに基づいてまた1つ1つの事業をですねご検討いただければというように思います。そういうことで今日の一番上の非常に大きな話を議論させていただいたということで、共有させていただいたと思います。以上です。

【議長】

委員の言っていただいたかたちでございます。この県からのマスタープラン、県の都市計画審議会も昨年ですかね、地域分割した検討委員会がございまして県全体で都市計画を考える伊賀管内での委員会が多分2回ほどあったと思うんですけども、その時ちょうど私が委員で出させていた言っている部分があるんですけど。全体の1つの伊賀の管内です。伊賀の管内の中でも旧の上野地域と名張地域の住宅形態、ないし交通形態からすべて違うんだと、その中でどうしていったらいいかと色々ご意見出させていただいたんでございますが、委員言っていただいた形でですね方向性としてやはり県マスタープランの件に関しまして、最終皆さんにご質問を出していただいたし、あと、もしご意見なかったら最終、採決を取らせていただきたいと思いますが、あと、特にございましたら、よろしいですか。それでは、ほかにないようでございますので、第1号議案でございます。名張都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての三重県決定について採決をさせていただきたく思います。よろしいですか。

【委員】

はい。

【議長】

それでは、はいということで、異議なしの声をいただきましたので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

・・・賛成委員挙手・・・

【議長】

全員のご賛同をいただきました。第1号議案は原案通り可決させていただきます。本当にありがとうございます。以上をもちましてですね本日の提案されました議案は終了させていただきました。それでは傍聴者がおっていただきますのでここですみませんが退場していただきますよ

うよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは議事を終了し、進行を事務局に返させていただきます。事務局のかたよろしくお願ひします。